

平成19年度公債費負担適正化計画

市町村名： 倉吉市

1 行財政運営について

(1) 行財政運営の課題と取組み等

- (課題) 税金減や三位一体改革等による厳しい財政状況の中にある。平成20,21年度の大量の定年退職者への対応準備。
(目標) 基本的な市民サービスを維持しながら、様々な行政課題に的確に対処していかなければならない。
(取組) 職員給の削減、単市補助金の圧縮などを引き続き行っている。

(2) 財政健全化の課題と対策等

- (課題) 小中学校の改築事業、倉吉駅周辺整備事業の大型事業を控え、さらに団塊世代の退職手当など、巨額な財政負担が控えている。
(目標) 財政健全化計画期間後は安定的で柔軟性のある持続可能な行財政運営体制の確立を目指す。
(取組) 徹底した内部改革、施策の見直し、収入の確保等の対策を講じることとする。
 歳出削減・歳入確保対策を実施することによって収支の均衡を図る。

公債費負担適正化計画中の19年度以降の新発債の中に、倉吉駅自由通路整備事業、上灘中央交流促進事業、防災行政無線設備デジタル化更新統合事業など大規模事業は盛り込まれている。

2 行財政改革の取組状況について

人件費の抑制

収入役を配置していない(17年度)。定員管理の適正化、給与構造の見直し、平均3.5%の職員給の削減、特殊勤務手当の見直し。(18年度)

内部経費の削減

指定管理者制度の導入(18年度)。国民宿舎グリーンスコールへの指定管理者制度導入による納付金の徴収、約15百万円。(19年度)

事務事業の見直し

所得制限を設定し、市単独奨学金の給付基準を見直した。行政改革懇談会の定期的開催。電子決裁システムの導入準備。(18年度)

関金海洋センター(プール)の休止、約△23百万円。(19年度)

費用対効果の検証

補助金の廃止(17年度以前より継続中)。市単独補助金廃止及びカット、約△26百万円。(19年度)

投資的事業の重点化

新規事業の抑制(17年度以前より継続中)

収納率の向上

滞納整理本部を設置。(17年度)コンビニエンスストアを収納窓口として検討中。(18年度)

その他収入の確保

下水道使用料を見直し、収入の増額を図るため審議会を開催。(18年度)

市税の充実・安定確保

国・県に対し地方財源の確保を強く要望していく。(17年度以前より継続中)

地方交付税総額の確保

必要額の確保を求めていく。(17年度以前より継続中)

国・県支出金の適正化

超過負担を強いることのないよう求めていく。(17年度以前より継続中)

3 公債費負担適正化計画について

(1) 策定方針

すでに事業着手している小鴨小学校改築事業(平成20年度完了)、鴨川中学校屋内運動施設改築事業(平成18年度完了)、倉吉駅周辺整備事業(平成22年度完了)を優先する。
新規事業については、緊急性、重要性、必要性を精査し重点化を図ります。

(計画の目標)

平成21年度に実質公債費比率がピークに達するが、その後新規事業の抑制や広域連合のごみ処理場の償還がほぼ終了することにより減少に転じ、10年以内に18%未満に抑制する。

(2) 実施状況

人件費の抑制、指定管理者制度の導入、下水道使用料の見直しのための審議会を行った。
また新規事業については、普通建設事業について抑制を行った。18年度普通建設事業が増大している理由は、継続事業である小・中学校改築工事が影響している。

(単位:百万円)

	15	16	17	18
職員給	2,609	2,538	2,486	2,486
普通建設事業	4,533	3,132	2,472	3,317

(3) 標準財政規模の試算の考え方

地方交付税に算入される公債費の額のみが、今後の起債・償還により増減するという試算にした。
標準財政規模は前年度決算額と同額に据置。

(4) 推計表

○別紙参考様式1 <既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

○別紙参考様式2 <別紙参考様式1に転記する「満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等」の将来推計>

○別紙参考様式3 <新発債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

○別紙参考様式4<既往債等と新発債等の合計に基づく実質公債費負担の将来推計>

《既往債残高内訳・H18末》

(単位:千円,%)

名称	残高	%	
普通債	土木	6,347,566	18.88
	教育	3,637,578	10.82
	公営住宅	2,057,328	6.12
	保育所	10,277	0.03
	社会福祉	2,032,816	6.05
	辺地対策	32,393	0.10
	過疎対策	1,496,531	4.45
	農林水産	814,415	2.42
	商工	1,017,591	3.03
	養護老人ホーム	21,286	0.06
	その他	5,920,482	17.61
災害復旧債	土木	69,405	0.21
	農林水産	14,180	0.04
	その他	2,519	0.01
合併特例債	土木	1,262,300	3.76
	教育	1,148,300	3.42
	基金	1,301,400	3.87
	その他	273,600	0.81
特別債	特別会計分	380,472	1.13
その他	市税等減税補てん債	1,325,057	3.94
	臨時税収補てん債	262,891	0.78
	臨時財政対策債	4,186,249	12.45
	合計	33,614,636	100.00

・普通債の中でその他(17.61%)が大きなウエイトを占めているが、その内訳はほぼパークスクエア建設のための起債である。これが公債費の償還ピークに大きな影響を与えている。

(5)議会及び住民にコンセンサスを得るための方策

市報・ホームページなどでわかりやすく説明する。

平成19年度においては、9月定例議会開会中に倉吉市長が議会に対して、公債費負担適正化計画の公表を行った。

公債費負担適正化計画

<既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

団体名: 倉吉市

(決裁者: 倉吉市長 長谷川 稔)

(決裁日: 平成19年 8月31日)

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度 (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成28年度)	第11年度 (平成29年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	3,478,276	3,452,508	3,331,297	3,262,901	3,161,639	3,014,115	2,658,418	2,409,015	2,177,061	1,924,214		
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「⑩」欄の数値を転記)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,487,896	1,570,391	1,476,666	1,495,516	1,461,758	1,397,490	1,446,076	1,454,899	1,437,687	1,203,720		
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	951,969	909,897	918,202	909,426	777,872	302,410	292,039	285,759	285,510	251,972		
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(利子補給等に係るもののうち、元金補給分を除く。)	115,270	85,083	85,083	85,083	85,083	85,083	85,083	85,083	85,083	85,083		
⑦ 一時借入金の利子	408	1,393	408	408	408	408	408	408	408	408		
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,984,806	1,930,284	1,856,142	1,842,596	1,762,895	1,768,547	1,698,661	1,593,234	1,535,456	1,344,077		
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,372,324	1,307,863	1,364,574	1,362,644	1,312,405	971,995	948,814	916,432	890,784	859,699		
⑩ 標準財政規模	14,625,668	14,625,668	14,624,423	14,594,417	14,562,952	14,511,601	14,403,490	14,127,982	14,032,199	13,899,730		

※平成19年度発行予定の起債は既往債に含めること。

⑪ 実質公債費比率(単年度)	23.8%	24.4%	22.7%	22.4%	21.0%	17.5%	15.6%	14.8%	13.4%	10.8%		
⑫ 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)		22.1%	22.9%	23.6%	23.1%	22.0%	20.2%	18.0%	15.9%	14.6%		

別紙参考様式2

団体名: 倉吉市

<別紙参考様式1に転記する「満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等」の将来推計>

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位:百万円)

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度 (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成28年度)	第11年度 (平成28年度)
⑪ 年度割相当額												
⑫ 実質償還額又は理論ベースの償還額のいずれか少ない額												
⑬ 減債基金現在高												
⑭ 減債基金積立額所要額	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
⑮ 減債基金不足率	1.000	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
⑯ 減債基金積立不足額を考慮して算定した額	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(単位:千円)

⑰ 別紙参考様式1「③」に転記する数値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
---------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

参考

・ 実質公債費比率の求め方については下記のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦} - \text{⑧} - \text{⑨}}{\text{⑩} - \text{⑧} - \text{⑨}}$$

<新発債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

1 推 計 表

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度 (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成28年度)	第11年度 (平成29年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)			1,245	28,548	70,364	130,634	221,577	299,059	361,590	390,678		
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)			0	0	0	0	0	0	0	0		
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「⑩」欄の数値を転記)			0	0	0	0	0	0	0	0		
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金			0	10,287	64,800	120,284	169,233	218,366	271,819	323,818		
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金			0	274	7,398	44,110	78,539	356,438	395,279	597,472		
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(利子補給等に係るものうち、元金補給分を除く。)			0	0	0	0	0	0	0	0		
⑦ 一時借入金の利子			985	985	985	985	985	985	985	985		
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額			1,245	19,804	39,767	61,718	127,844	186,245	225,784	237,813		
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額			0	11,447	22,949	52,349	94,334	311,441	367,685	488,125		
⑩ 基準財政規模			1,245	31,251	62,716	114,067	222,178	497,686	593,469	725,938		

※ 新発債についての額を記入すること。
 ※ ⑩標準財政規模の欄には、新発債に伴い増加する額(公債費又は事業費補正若しくは密度補正に算入されることにより、増加する交付税相当額)を記入すること。
 ※ 平成19年度発行予定の起債は既往債[別紙参考様式1]に含めること。

H19起債予定額に係る公債費負担の数値は別紙参考様式1に含める。

2 今後の起債予定額

(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度 (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成28年度)	第11年度 (平成29年度)
一般公共事業債	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400		
合併特別債		1,056,800	800,100	839,700	573,700	46,900	34,100	25,600	111,500	0		
臨時地方道整備事業債		1,600	44,700	31,000	25,000	33,500	33,100	34,900	14,400	44,300		
臨時河川整備事業債			16,100	37,000	40,800	34,200						
公営住宅建設事業債		29,600	80,100	135,000	290,700	108,000	13,500	13,500	13,500	13,500		
辺地対策事業債		102,500										
まちづくり交付金事業債		24,900	24,800									
一般単独事業債		10,100	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100		
退職手当債			54,000	81,000		27,000	54,000	135,000				
臨時財政対策債		523,500	436,500	349,500	262,500	175,500	88,500					
水道事業債		43,300	160,000	160,000	160,000	154,200	137,500	137,500	137,500	137,500		
下水道事業債		1,237,900	1,155,700	1,146,500	1,143,700	1,100,300	1,039,000	1,076,800	1,060,900	1,068,800		
その他の起債		9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300		
合 計		3,049,900	2,801,800	2,809,500	2,526,200	1,682,400	1,402,500	1,372,100	1,502,600	1,293,900	0	0
(一部事務組合等分)												
一般廃棄物処理事業債		189,800			2,823,700							
防災対策事業債				11,300	8,100	59,700	2,047,500	625,400				
一般単独事業債		56,300	57,900	66,600	143,000	46,700	107,600	15,600				
合 計		246,100	57,900	77,900	2,974,800	106,400	2,155,100	641,000	0	0	0	0

②今後の地方債の増減見込み（公債費負担適正化計画より）

別紙参考様式4

団体名： 倉吉市

<既往債等と新発債等の合計に基づく実質公債費負担の将来推計>

1 推 計 表

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

（単位：千円）

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度の (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成28年度)	第11年度 (平成29年度)
① 公債費充当一般財源等額（繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。）	3,478,276	3,452,508	3,332,542	3,291,449	3,232,003	3,144,749	2,879,995	2,708,074	2,538,651	2,314,892		
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額（繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）等（別紙参考様式2「⑩」欄の数値を転記）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,487,896	1,570,391	1,476,666	1,505,803	1,526,558	1,517,774	1,615,309	1,673,265	1,709,506	1,527,538		
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	951,969	909,897	918,202	909,700	785,269	346,520	370,578	642,197	680,789	849,444		
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの（利子補給等に係るものうち、元金補給分を除く。）	115,270	83,132	83,132	83,132	83,132	83,132	83,132	83,132	83,132	83,132		
⑦ 一時借入金の利子	408	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393		
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,984,806	1,930,284	1,857,387	1,862,400	1,802,662	1,830,265	1,826,505	1,779,479	1,761,240	1,581,890		
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,372,324	1,307,863	1,364,574	1,374,091	1,335,354	1,024,344	1,043,148	1,227,873	1,258,469	1,347,824		
⑩ 標準財政規模	14,625,668	14,625,668	14,625,668	14,625,668	14,625,668	14,625,668	14,625,668	14,625,668	14,625,668	14,625,668		
⑪ 実質公債費比率（単年度）	23.8%	24.4%	22.7%	22.4%	21.7%	19.0%	17.7%	18.1%	17.2%	15.8%		
⑪ 実質公債費比率（3ヶ年度の平均）		22.1%	22.9%	23.6%	23.1%	22.2%	21.0%	19.4%	18.2%	17.6%		
※ 別紙参考様式1と様式3の合計												
【参 考】各計画年度末地方債現在高	33,614,636	32,196,146	30,675,814	29,101,108	27,272,435	24,700,132	22,235,610	19,892,915	17,844,611	15,759,140		

2 今後の地方債発行等に係る方針

- ① 地方債の新規発行
(今後の方針、考え方を具体的に記載すること。参考となる資料があれば添付すること。)

H18実質公債費比率(単年度)23.8%の内訳は、普通会計分13.3、公営企業のうち下水道分5.4、公営企業のうち下水道以外分1.0、一部事務組合分3.1、債務負担行為分1.0となっている。起債制限比率は11.7%とそれほど高い数値ではなく、実質公債費比率でも普通会計分のみであれば13.3%と同意団体の範囲内であるが、下水道事業と一部事務組合への準公債費分が実質公債費比率を押し上げている。市で策定している財政健全化計画に基づき、計画的に普通建設事業を実施していく。この計画は、歳出削減・歳入確保対策を実施することによって収支の均衡を図り、計画期間後の安定的で柔軟性のある持続可能な行財政運営体制の確立を目指したものである。計画にない新規事業については、内容効果などを十分に検討し、慎重な対応をする。

- ② その他

3 計画期間中における実質公債費比率の適正管理のための方策

- ① 借換債の発行
(具体的に記載すること。参考となる資料があれば添付すること。)

有利な借換債があれば、積極的に活用する。

- ② 地方公営企業への繰出金
(具体的に記載すること。参考となる資料があれば添付すること。)

各公営企業とも歳入の確保、歳出の削減に努め、繰出金の抑制を図る。
3年毎に料金改正を行い、料金の適正化を図る。
公共下水道については、污水整備計画を見直し、単年度事業費を5億円以内に抑え平成24年度以降は2億5千万円を最大とする。

- ③ 一部事務組合等への補助金又は負担金
(具体的に記載すること。参考となる資料があれば添付すること。)

広域連合が実施する新斎場建設事業・ほうきりサイクルセンター施設整備事業・消防救急無線デジタル化事業等については広域連合と関係市町とで十分な協議を行い、歳出の抑制に努める。

- ④ その他

4 一部事務組合等に係る様式3及び上記3①、③についての当該組合等との協議

(協議の時期とその内容)

平成19年8月31日、広域連合と事業、金額、事業期間について協議を行い、合意に至った。